

少年の福祉を害する犯罪の取締りの徹底について

(昭和58年1月10日)
(栃防少第34号栃木県警察本部長通達)

少年の福祉を害する犯罪の取締りは、少年警察の重要な任務であり、少年の保護活動の一環として協力に推進しているところであるが、最近における少年非行の情勢及び悪質かつ組織的な福祉犯の増加傾向にかんがみ、次により福祉犯取締りの一層の強化を図ることとしたので、実効のあがるよう努められたい。

記

第1 福祉犯捜査体制の充実強化

1 体制の充実強化

最近における福祉犯の悪質巧妙化並びに組織性及び広域性の増大の傾向を踏まえ、福祉犯捜査の徹底を図るため、次の諸点に配意して福祉犯捜査体制の充実強化を図ること。

(1) 事件指揮体制の確立

福祉犯事件の捜査の適正化及び効率化を図るため、幹部による事件の把握及び事件指揮、指導のための体制を確立すること。

(2) 他部門との連携強化

日ごろから生活安全、地域、刑事、交通等の関係各係が緊密に連携し、福祉犯の端緒の入手、内偵及び捜査のため総合的な体制を確立すること。

2 教養の徹底

福祉犯の組織性及び潜在性にかんがみ、福祉犯捜査の効率化を図るため、全署員に対し、福祉犯捜査の重要性、関係法令の内容、主要福祉犯の態様、端緒入手のための具体的方策等について、機会あるごとに教養を実施すること。

第2 福祉犯捜査の徹底

1 効率的な福祉犯捜査の徹底

(1) 計画的かつ重点的な事件捜査の推進

福祉犯事件を捜査するに当たっては、社会情勢及び地域の特殊性を考慮し、次に掲げる事件を重点として、計画的に事件捜査を推進すること。

ア 暴力団構成員、不良行為等による人身買春、中間搾取及び強制労働事件

イ 暴力団構成員、悪質風俗営業者等による有害支配、買春及び淫行の事件

ウ その他暴力団構成員が関与する等悪質な事件であって、当該事件を検挙することによって同種事案の再発防止に役立ち、又は重大な社会的反響が予想されるもの。

(2) 組織捜査の推進

福祉犯の組織性及び潜在性にかんがみ、事件捜査に当たっては、情報入手、証拠の収集、被疑者の逮捕及び取調べ、被害少年の救出保護等の捜査の全過程において、実情に即し、生活安全、地域、刑事、交通等、関係各係の総合的な運用による組織捜査を推進すること。

(3) 広域捜査の推進等

ア 広域捜査の推進

福祉犯の組織性にかんがみ、事件捜査に当たっては、警察本部と警察署及び警察署相互の緊密な連携を図るとともに、特に広域的な福祉犯の捜査に当たっては、少年課と密接に連絡し、広域捜査に推進に努めること。

イ 福祉犯捜査共助責任者等

広域的な福祉犯の捜査に関し、警察庁、管区警察局及び他の警察本部との連絡及び共助に当たるため、少年課次長を「福祉犯捜査共助責任者」に指定したので、各署においては、生活安全課長を連絡責任者とし、広域捜査についての報告・連絡が適切に行われるよう配意すること。

2 福祉犯情報の効率的な収集及び管理の推進

(1) 基礎資料の収集整備

福祉犯の組織性及び潜在性にかんがみ、福祉犯捜査を効率的に推進するため、風俗営業、深夜飲食店、個室付浴場、モーターその他少年の福祉を害する犯罪に利用され、又は少年のたまり場となる施設の実態を把握するとともに、暴力団構成員、福祉犯前歴者、悪質風俗営業等の動向を把握し、福祉犯捜査に活用することができる基礎資料の収集に努めること。

(2) 協力者の獲得

福祉犯の端緒の入手、基礎資料の収集整備の推進を図るため、少年警察協助力員、少年補導員、環境浄化推進委員、防犯連絡所、地域住民等の中に一般協力者を設定するほか、特定の福祉犯事件についての情報を収集し、当該事件捜査の効率的な運営を図るため、特別協力者を獲得するように努めること。

(3) 福祉犯情報の集中管理

ア 福祉犯情報収集管理責任者

福祉犯情報の組織的な収集活動を行うとともに、収集された情報を集中的に管理し、分析し、その結果を具体的な捜査活動に反映させるため、少年課次長を「福祉犯情報責任者」として福祉犯情報の収集及び管理に当たらせることとしたので、各署においては、生活安全課長を「福祉犯情報責任者」とし、福祉犯情報の積極的な収集及び管理体制を確立すること。

イ 福祉犯情報の報告

各署にあっては、福祉犯に関する情報を入手したときは、特に軽微なものを除き速やかに報告すること。

(4) 関係機関、団体との連携

日ごろから、労働基準監督署、公共職業安定所、保健所その他福祉犯に関連する可能性が高い営業を監督する行政機関及び学校、教育委員会その他の被害者となりやすい少年の実態を把握していると認められるものと緊密な連携を図り、福祉犯捜査の対象となる可能性がある営業に対する指導監督の状況、児童及び生徒の怠学状況等についての情報交換を行うとともに、捜査の過程において、法令の解釈、行政処分の状況及び被害少年の状況等について、常に緊密な連絡を行い、当該事件捜査及び被害少年の保護の適正を期すること。

3 重要福祉犯事件の捜査着手報告

警察署において、福祉犯事件のうち、次のいずれかに発展すると予期される事件の捜査に着手するときは、事前に捜査の対象、被疑事実の概要、捜査体制、捜査終結予定時期その他参考となる事項を報告すること。

(1) 暴力団及び悪質風俗営業者等の組織による人身売買、売春等の悪質な事件

(2) 原則として、捜査区域が2以上の警察署管内又は他の都道府県にわたり、かつ、被害少年が複数である事件

(3) その他暴力団構成員が介入し又は犯罪の態様が悪質であるなどの事件であって、かつ社会的反響が大きいもの